

議会基本条例について

平成27年12月14日

1 議会基本条例とは

福士明・北海学園大学教授

議会に関する基本的事項について定めた条例

神原勝・北海道大学名誉教授

- ① 自治体の政府制度である二元代表民主制を首長と対等に担う議会が、
 - ② 主権者である住民の負託に応じて優れたまちをつくるために、
 - ③ 議会運営の理念、理念を具体化する制度、その制度を作動させる原則などを定めたもの
- 上記に、④ 自治体レベルにおける議会運営に関する最高法規としての位置づけを加える識者もある。

2 議会基本条例の歩み

- (1) 栗山町議会（北海道）が全国で初めて制定（平成18年5月制定）
 - ・ 12年4月の地方分権一括法の施行後の議会の役割・責任の拡大
 - ・ 同町議会では、13年9月から「町民に開かれた議会づくり」を目指した議会改革を実施

⇒議会改革を風化させず、今後も安定的に持続させ、さらに必要な改革を継続するために、4年半に及ぶ成果の集大成として、改革の理念と成果を制度化することを趣旨として条例を制定
- (2) 湯河原町議会（神奈川県）、三重県議会（いずれも18年12月）、伊賀市議会（三重県）（19年2月）が続いて制定。栗山町議会条例をモデルとしている。その後も同条例をモデルとした条例が各地で制定される。
- (3) 現在、都道府県では63.8%（30道府県）、政令市では75.0%（仙台・千葉・大阪・福岡・熊本を除く15市）、特別区では8.7%（2区）、市では53.9%（415市）、町村では25.8%（239町村）、合計で全自治体の39.2%（701自治体）が議会基本条例を制定している（27年9月18日現在）。
 - ※ 20年には19自治体、翌21年には53自治体と、制定する自治体が増加していったが、25年（158自治体）をピークに制定のペースが減速している（26年は117自治体）。

3 議会基本条例の制定の考え方

- (1) 改革先行型… 議会改革を先行し、その集大成として条例を制定し、さらなる持続的な取組への礎とするもの
ex. 栗山町議会、三重県議会
- (2) 条例先行型… 議会改革の実践のない中で、制定をスタートに条例をツールにして、議会改革の実践につなげていくもの
ex. 会津若松市議会（福島県）（20年6月制定）
- ⇒ 条例の制定により、議会の目指すべきものやそのあるべき姿、議会改革の理念や成果が「見える化」し、住民に明示され、議会への理解や関心が高まる。

- ※ 制定過程では、立法事実（議会基本条例の合理性や必要性を決定づける事実関係）について、議員間で議論が積み重ねられている。
- ⇒ 「条例は何を目指すのか」、「条例で何を実現したいのか」、「議会外の主体とのかかわりをどうするのか」、「条例によりどのような効果をもたらされるのか」等を議会改革協議会やPT等を設置して議員間で議論し、条例の必要性が定性的かつ定量的に報告として取りまとめられている。

4 政令指定都市における議会基本条例の制定状況と主な規定内容 別紙のとおり

5 これからの議会基本条例

制定を目的化し、制定しただけでは議会改革は前進しないとの認識の下に、条例の積極的な活用と検証が課題となっている。

条例を制定している議会の2割程度で取組が行われている。

【取組の事例】

- ・ 諫早市議会（長崎県）
条例に検証及び見直し手続を明記し、検証結果を住民に積極的に公表するとともに、必要があれば条例改正もする。
- ・ 芽室町議会（北海道）
条例に定めた項目について
 - ① 任期4年間の議会改革の目標と単年度ごとの行動計画・工程表を作成
 - ② 年度毎にPDCAサイクルを回し、議会内部で改革成果を検証し、住民に公表
 - ③ その結果に基づき翌年度の行動計画・工程表を作成